

## 第1号議案

車両に表示される広告物に係る規制の改正について

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

令和2（2020）年12月1日

栃木県景観審議会会長

栃木県景観審議会会長 様

栃木県知事 福田 富一

車両に表示される広告物に係る規制の改正について

栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2 の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

車両に表示される広告物に係る規制を次のように改正すること。

(1) 自動車車両における位置（改正後）

改正の対象	民間等が表示するもの	
	禁止地域における規制	許可地域における規制
路線バス	左右側面部・後部に大きさの制限なく表示することができる	左右側面部・後部に大きさの制限なく表示することができる (現行どおり)
観光バス	左右側面部・後部に大きさの制限なく表示することができる	左右側面部・後部に大きさの制限なく表示することができる
上記以外	左右側面部各 1 m <sup>2</sup> 以内、後部 0.5m <sup>2</sup> 以内のものを表示することができる	左右側面部各 1 m <sup>2</sup> 以内、後部 0.5m <sup>2</sup> 以内のものを表示することができる

(2) 鉄道車両及び自動車車両における表示方法（改正後）

交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

2 理由

人口減少の進展やコロナ禍により交通事業者の経営環境が悪化する一方で、少子高齢化、過疎化の進展に伴い公共交通機関の重要性は高まっている。このような社会経済情勢の変化に対応するため、他自治体における規制の状況を鑑み、車両に表示される広告物に係る規制について、合理的な規制基準に改正を行うものである。